可搬式動力消防ポンプ（Ｃ－1 級）仕様書

1　総則

本仕様書は、磐田市が令和８年度に発注する「可搬式動力消防ポンプ（Ｃ－1 級)」（以下「可搬ポンプ」という。）について適用する。

2　納入数量

品　　名	数量	備　　考
可搬ポンプ	3	Ｃ－1 級
台車	3	自主防災会名を表記 可搬ポンプ、ホース 4 本積載可能
消防用吸管	3	呼称 65 ㎜ ストレーナー・プラスチック製蛇篭・吸管用控綱（太さ 10 ㎜×長さ 15m）付き
管そう	3	呼称 65 ㎜（差込式）
噴霧ノズル	3	口径 20 ㎜
投光器、三脚	3	
防火水槽開閉金具	3	手カギ 2 個 1 組
防火水槽開閉金具	3	バルブキー付マンホール蓋開閉金具

3　可搬ポンプ

（1）可搬ポンプは、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」（昭和 61 年 10 月 15 日自治省令第 24 号）のＣ－1 級に適合するものであること。

（2）ポンプ形式は、片吸込 1 段タービンポンプとすること。

（3）ポンプ上部の目視しやすい位置に圧力計を取付けること。

（4）ポンプの吐水部には、ボールコック放水バルブを設けること。

（5）ポンプの下部には、排水用ドレンコックを取付けること。

（6）ポンプの呼び水装置は 4 翼偏心ロータリー式（ストレーナ付）の真空ポンプとし、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」（昭和 61 年 10 月 15 日自治省令第 24 号）に適合するものであること。また、真空ポンプの給油方式はオイルレス式とすること。

（7）エンジンは、立型単気筒空冷 2 サイクルガソリンエンジンであること。

（8）エンジンの始動方式は、リコイルスタータ式であること。

（9）エンジンの燃料給油方式は、ガソリンと潤滑油の分離給油式であること。

4　台車

（1）台車は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」（昭和 61 年 10 月 15 日自治省令第 24 号）のＣ－1 級に適合するものであること。

（2）台車は、可搬ポンプ及びホース 4 本を積載できるものであること。

（3）台車には、容易に確認できる位置に自主防災会名を表記すること。また、文字の規格は丸ゴシックで 35 ㎜×35 ㎜（白）とすること。

5　消防用吸管

（1）消防用吸管は、「消防用吸管の技術上の規格を定める省令」（昭和 61 年 10 月 15 日自治省令第 25 号）の消防用吸管に適合するものであること。

（2）消防用吸管は、ストレーナー、プラスチック製蛇篭及び吸管用控綱（太さ 10 ㎜×長さ 15m）を備えていること。

（3）内径の寸法は、呼称 65 ㎜であること。

（4）消防用吸管の結合金具は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成 25 年 3 月 27 日号外総務省令第 23 号）に適合する、ねじ式結合金具であること。

6　管そう

（1）管そうは、「結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について（通知）」（平成 5 年 6 月 30 日消防消第 98 号消防予第 197 号）に適合するものであること。

（2）受け口の寸法は、呼称 65 ㎜であること。

（3）受け口は、差込式受け口であること。

7　ノズル

（1）ノズルは、「結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について（通知）」（平成 5 年 6 月 30 日消防消第 98 号消防予第 197 号）に定める噴霧ノズルとすること。

（2）噴霧ノズルの口径は 20 ㎜であること。

8　投光器、三脚

（1）投光器は、可搬ポンプの操作盤に差込むことで点灯するものであること。

（2）三脚は、投光器を固定し、充分消火活動の出来る構造であること。

9　防火水槽開閉金具

（1）防火水槽開閉金具は、鋼製であること。

（2）防火水槽開閉金具は、防火水槽の蓋を開けることが可能な構造であること。

10　納入方法等

（1）納入期日　令和9年2月 26 日（金）

（2）納入場所　磐田市内で磐田市が指定する場所

（3）操作説明　納入時に操作説明をおこなうこと。

11　その他

（1）納品後直ちに使用できるように設定すること。

（2）不要になった可搬ポンプ及び付属品を回収すること。

（3）本仕様書に記載なき事項又は疑義が生じた事項については、磐田市と協議のうえ指示を得ること。